

幼児の音楽教育における「美しさ」の在り方に関する一考察

長谷川 恭子*

* 生活文化学科 音楽教育研究室

Study on the ideal of “appreciate the beauty” in early childhood music education

Kyoko HASEGAWA

* Department of Human Sciences and Arts, Jissen Women's University

In this study, I discussed the ideal of music education through the appreciation of “beauty” in early childhood music education. As a result, it was found that music education in childcare is used mainly in early childhood life. Changes in the items related to the “beauty” in the *Course of study for Kindergarten*, it has been confirmed that beginning that had been aimed at activities to reach through enjoy for early childhood represent to music. In early childhood music education, caregiver support by lead while receiving representation sensibility early childhood of know the “beauty”, and it became clear that will lead to the development of rich sentiment. The sensibility to appreciate the beauty of the music is to share the excitement born by the beauty of music in the involvement of creators and sensitive people. Finally, to achieve a human formation of character development. It was also able to understand that it is foreseen as a target of guidance, from early childhood to children.

Key words : musical education (音楽教育), appreciate the beauty (美しさ), pleasant (楽しさ), sentiment (情操), child care (保育), early childhood (幼児), *Course of study for Kindergarten* (幼稚園教育要領)

1. 研究の目的

『幼稚園教育要領』および『保育所保育指針』において、「音楽」は保育内容の5領域のうち、「表現」に含まれている。この領域において、「音楽」は独立して記述されておらず、身体表現や造形など同一の領域にまとめられている。それは、幼児の生活において、それぞれの要素が相互に関わりを持つことで人間形成となっていくからである。そのため、それぞれの要素の特性を生かしながら、充分に関わりを持たせていくことが大事である。そのためには、それぞれの要素がどのようなものであるかという理解を深めておくことも重要である。本研究では、音楽分野に焦点を置く。

ところで、幼児教育や学校教育における音楽教育の役割は、人間形成や心身の発達の促進を助長することである。特に、生涯において「音楽」という文化に親しんでいくことは、生活に潤いを与える一助となる。

幼児教育における音楽活動では、しばしば「楽しい」を目的としている活動を目にする。また、保育者養成の学生に〈子どもにどのような音楽経験をさせたいか〉と問いかけてみると、必ず多く挙がるキーワードは「楽しい」「楽しむ」である。確かに、子どもには音楽を楽しむ経験は必要である。しかし、本来、音楽は楽しいだけでなく美しいものである。音楽の美しさが感性を高め、豊かな情操となるのである。楽しい音楽活動の最終的な到達点として、音楽の美しさを感じることが必要であることを、保育者は認識しておくべきである。

本論は、幼児教育において「美」を感じる＝「美しさ」を感じる音楽活動の在り方について研究する。研究の方法として、まず幼児教育における音楽教育とはどのようなものなのか考察する。次に、文部科学省が提示する要領では「美しさ」をどのように捉えてきたのか、変遷を辿る。これらをふまえ、幼児教育におけ

る音楽の「美しさ」の在り方について考察する。なお、本研究では幼児教育に関する分析対象を幼稚園教育要領に限定する。

2. 「表現」領域における音楽教育とは

2-1. 幼児教育における音楽教育とは

〈音楽教育〉と一言でいっても、その分類は多様である。一般的には、専門性を目指さない学校教育による音楽教育のことを〈音楽科教育〉といい、それ以外を総じて〈音楽教育〉と呼んでいる。山本（2004）は、音楽教育について「さまざまな音楽経験を通して学習者が音楽的・人間的成長を実現していく過程である」（p.111）と述べているが、音楽科教育も人間形成という面では人間的成長を実現していく過程であるので、この言葉の定義は難しい。幼児教育においては、「音楽科」という保育内容はないため、〈音楽教育〉という文言を使っていると考えられる。

〈音楽教育〉の定義では、〈音楽を教育する〉のか、〈音楽で教育するのか〉という問題がある。山本はこの2項目の中間にあるものとして、さらに2項目を追加している（図1）。これらについて山本は、「a. 音楽の教育」は知識・技能を伝達すること、「b. 音楽のための教育」は学習者の音楽的成長、「c. 音楽を通しての教育」は音楽経験を通して学習者の美的情操を育てることで人間形成をすること、「d. 音楽による教育」は音楽を手段として音楽以外の目的を実現しようとする外的手段、これらをめざすものであると説明している（p.112）。

「表現」領域について、現行の幼稚園教育要領および保育所保育指針では「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」と定義されている。図1によれば、音楽科教育はbおよびcであるとしている。音楽教育は全てを包括するものである。幼

児教育は音楽科と同様であるものの、幼児の生活が中心であることを鑑みればbよりもcを目指した内容を重視していると考えられる。

2-2. 幼児教育における音楽教育がめざすもの

「表現」領域は、幼児の生活において未分化である音楽や造形、身体表現の分野を統合して成立したものである。これは、未分化である幼児の環境をふまえ、第2次の幼稚園教育要領までは保育内容の領域で「音楽リズム」「絵画制作」に分けられていたものが、第3次の幼稚園教育要領よりこれらのものが相互して幼児の感性の育成につながっていくことを考慮したための措置であると考えられる。

幼児の表現について、岩田（2004）は「周囲の人々との関係性のなかで育つ」とし、幼児の視点から音楽を考えるためには、大人の先入観にとらわれずに幼児の音に対する興味や即興の歌を自発的な音楽表現として捉える必要があると述べたうえで、「幼児の音楽的表現を理解するには、音楽的側面からだけではなく、人間関係やコミュニケーションなどさまざまな側面から総合的にみる必要がある」（p.790）と説明している。このことにより、幼児の生活を主体としながら、保育者は幼児が自身を表出した音楽表現を受け入れることが大事であることがわかる。

また、幼児にとって「遊び」は大事な生活の要素であり、幼児の表現の要素は遊びの中にも存在する。リヒター（1994；河口訳 1999）は、「音楽教育の指導形態としての遊び」について、「音楽における遊びの性質は音楽上の発想、解釈、音楽との分析的、指向的な交流に現れる」（p.250～251）と述べている。幼児の遊びには音楽が関わっているものが多くあるが、幼児が生活環境の音に興味をもつことは「音楽」を感じることの一步であり、音楽を受け入れたり、他の幼児や保育者と関わりながら遊びが発展していく中で、音楽との関わりもより深いものとなる。このような意味において、幼児の音楽教育に遊びの観点が加わることは、より「音楽」らしい活動や理解につながるのではないかと考察する。

これらのことから、幼児教育における音楽教育は、幼児の生活を音楽教育の環境として捉え、その中で起こる幼児の自発的な音楽表現を受け止めることであり、遊びの中においてはそれを促すことを目指した保

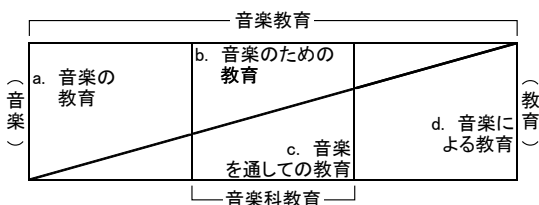


図1 山本（2004 p.112）「音楽の目標」

育者と幼児の関わりにより表れるということが出来る。したがって、音楽の美しさを感じる感性も、このような幼児の自発的な音楽表現の受け止めや、保育者と幼児の関わり、さらにいえば幼児同士の関わりの中で育成されるものだと考える。

3. 「表現」領域における「美しさ」の捉え方

戦後、幼児の保育については、1947（昭和 22）年『保育要領—幼児教育の手びき—』（以下、『保育要領』）の制定に始まり、その後 1956（昭和 31）年の『幼稚園教育要領』発表以来、現在は第 5 次の教育要領に至っている。先行研究では理念の変化を示したものがあがるが、本研究では「美しさ」の扱いに視点をおいて変遷をたどることで、我が国の幼児教育が音楽の「美しさ」へどのように辿り着こうとしてきたのかを明らかにする。

3-1. 幼児教育における「表現」領域の変遷と「美しさ」の扱い

表 1 は、『保育要領』『幼稚園教育要領』における音楽の取扱いについて、特に目標やねらいと概要を表わす項目、「美しさ」を感じることに関わると思われる箇所を抜粋した。本項では、要領ごとに、作成の経緯と「美しさ」に関わる内容の扱いについてまとめる。

(1) 1947 年『保育要領』

1947（昭和 22）年の『保育要領』では、保育内容において表現に関わる事項を領域に分けて示しておらず、「幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—」という項でリズムと音楽について述べている。この『保育要領』は、これまでは生活の中から幼児の発達に必要なものを保育項目としてまとめていたものから「幼児の全生活を保育の対象」にしたものである（黒崎 1996 p.112）。このことで、保育はより幼児の存在を主体としたものになったといえる。また、民秋他（2008）は、この副題の「楽しい幼児の経験」という文言について、『保育内容』は楽しいものであり、かつそれらは経験としてとらえている」（p.6）と説明し、現在の幼稚園教育要領や保育所保育指針の理解や保育の在り方を検討するための示唆になると述べている。

表 1 をみてみると、「楽しい」というキーワードが音楽そのものを楽しむような内容で扱われているのは

『音楽』の項の「(2) 器楽（楽隊）は幼児が音楽に興味を持ち、静かに楽しめるようになってから始める」「音楽をきくときには、静かにして聴いて、楽しむこともたいせつ」という部分で、他は生活や雰囲気に関する内容である。「美しさ」に関わる記述は、音楽そのものに関わる内容である。このような違いのある「楽しい」と「美しさ」であるが、『音楽』の項の「幼児に音楽の喜びを味わせ、心から楽しく歌うようにすること、それによって音楽の美しさをわからせることがたいせつなのである。音楽美に対する理解や表現の力の芽生えを養い、幼児の生活に潤いを持たせることができる」という記述は、「楽しい」と「美しさ」の関わりを示していると考えられる。ここでは、幼児の「楽しく歌う」という音楽活動が、音楽の美しさを理解するための手段であることが明記されている。(1) では、このために必要な歌の条件について、旋律が美しいこと、明るくて単純なこと、音域が広くないこと、長調であること、音程が飛躍しないこと、無理のない発声で歌えることの 5 つを挙げている。この条件をみると、幼児の技能で無理なく音楽を完成させられる範囲が示されている。これらの条件による良い歌声の響きにより、音楽の美しさを体感し、音楽の喜びを味わうことができる。このことから、「楽しい」心情の延長線上に「美しさ」の理解があり、そのためには「美しさ」に繋がることを前提とした「楽しい」音楽表現をすることが必要なのだということが示されているということがわかる。このことは、その後の改訂にも受け継がれている。

(2) 1951 年『小学校学習指導要領音楽科編（試案）』

この後、幼児教育のための要領は 1958 年刊行の『幼稚園教育要領』まで作成されないが、幼稚園の音楽教育についての目標は、1951（昭和 26）年の『小学校学習指導要領音楽科編（試案）』（改訂版）に記されている。この時は、「音楽教育の一般目標」の提示を受けて、小学校と幼稚園の音楽教育の目標がそれぞれ示されているので、幼稚園に関しては達成目標が挙げられている程度である。一般目標には「音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性」を養うことが示されており、幼稚園から小学校を見通した提示となっている。

表1 保育要領および幼稚園教育要領における音楽教育の変遷（抜粋）（筆者作成）

	年度	領域	項目	内容
保育要領―幼児教育の手びき―	1947 (S22)	設定なし	六、幼児の保育内容―楽しい幼児の経験―	リズム 幼稚園のリズムの目的は、幼児のひとりひとり、及び共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子供の考えていることを身体の運動に表わさせ、いきいきと生活を楽しませることにある。(中略) 幼児は過去の経験を生き生きと生活に表わすのみならず、現在の周囲のおもちゃ・楽器・設備品・絵本、あるいは友だちなどからも、強い影響を受けて、それをリズムに乗せて表現し、創作的に、創造的に、子供の世界を見いだすのである。 リズム遊びには、自発的にリズム遊びをするようになるためには、快くたのしい自然のふんい気がたいせつである。(中略) リズム遊びに用いる音楽は、音楽的な立場から、最も美しく簡単なものであること、自分で音楽を解釈して、リズムに合わせてからだを動かし子供らしい振り付けが出来るものであること。(中略) よろこんで楽しくあそぶということがたいせつである。
			音楽 幼児に音楽の喜びを味わせ、心から楽しく歌うようにすること、それによって音楽の美しさをわからせることがたいせつなのである。音楽美に対する理解や表現の力の芽生えを養い、幼児の生活に潤いを持たせることができる。 (1) 歌は旋律の美しく明るく単純なもの。音域のあまり広くないもの。調子は長調とし(中略) 音程の飛躍したものはいけない。発声は無理のない自然なものとする。(中略) (2) 器楽(楽隊)は幼児が音楽に興味を持ち、静かに楽しめるようになってから始める。(中略) (3) よい音楽を聴くことは、幼児の音楽教育の重要な部分を占める。(中略) その場合の曲目等はなるべく広い範囲から選択し、上品で明朗かつ律動的なものがよい。音の美しさを直接に感じさせることもたいせつである。(中略) 音楽をきくときには、静かにして聴いて、楽しむこともたいせつであるが、ほかの遊びをしながら聴いたり、身体の運動をともなって聞いたりすることも幼児としては自然である。要は音楽を楽しむことを通じて、幼児の生活を豊かにすればよい。	
小学校学習指導要領音楽科(試案)	1951 (S26)	設定なし	II. 幼稚園の音楽教育の目標	音楽教育の一般目標に照して、幼稚園の音楽教育の目標としては、次のようなものがあげられる。 すべての幼児に、いろいろな音楽経験を与える。 この目標を達成するために、次のような事がらを経験させる。 1. よい音楽(声楽・器楽)をたくさん聞く。 2. いろいろな型の異なった歌を歌う。 3. リズムに合わせて自由に身体を動かす。 4. いろいろな楽器やその音色に親しむ。 5. 自分の声で、いろいろな音を出してみる。
幼稚園教育要領(第1次)	1956 (S31)	健康 社会 自然 言語 音楽リズム 絵画製作	第1章 幼稚園教育の目標	幼稚園の幼児は、次に述べるような具体的な目標を達成するように指導されなければならない。(中略) 5. 自由な表現活動によって、創造性を豊かにする。(以下、項目抜粋) ○歌ったり、動きのリズムなどをするにに興味をもつようになる。○簡単な音や色、形などがわかるようになる。○簡易楽器・クレヨン・はさみその他の用具や材料の使い方がわかるようになる。○自分の考えや気持を、音楽リズムや絵画製作で、自由に表現するようになる。
			第2章 幼稚園教育の内容	5. 音楽リズム (2) 望ましい経験(以下、大項目のみ抜粋) 1. 歌を歌う。 2. 歌曲を聞く。 3. 楽器をひく。 4. 動きのリズムで表現する。
幼稚園教育要領(第2次)	1964 (S39)	健康 社会 自然 言語 音楽リズム 絵画製作	第1章 総則	幼稚園は、教育基本法にのっとり、学校教育法に示す目的および目標を達成するために、次の基本方針に基づき、幼児の教育を行なわなければならない。(以下抜粋) (2) 基本的な生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養い、道徳性の芽ばえをつちかうようにすること。 (5) のびのびとした表現活動を通して、創造性を豊かにするようにすること。
			第2章 内容	音楽リズム (大項目のみ抜粋) 1. のびのびと歌ったり、楽器をひいたりして表現の喜びを味わう。 2. のびのびと動きのリズムを楽しむ、表現の喜びを味わう。 3. 音楽に親しみ、聞くことに興味をもつ。 4. 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。上記の指導にあたっては、次のことに留意する必要がある。(以下抜粋) オ 1,2,3および4の事項の指導にあたっては、いずれにもかたよることなく、種々の経験や活動ができるだけ総合的に行なわせて、情操を豊かにし、生活にうるおいをもたせるように常に配慮すること。
			第3章 指導および指導計画作成上の留意事項	1. 指導上の一般的留意事項 (6) (抜粋) 豊かな情操の芽ばえをつちかうにあたっては、情緒の安定を図るとともに、幼児の生活の各方面にわたって、すぐれたもの、美しいもの、心を打つものなどに接しさせ、感じたことや思ったことをのびのびと表現する機会を多くもたせるなど適切に指導して、豊かな感情や感受性あるいは敬けんな気持ちなどの発達を促すようにすること。(以下略)

<p>幼稚園教育要領</p>	<p>1989 (H 元)</p>	<p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p>	<p>第1章 総則</p>	<p>2. 幼稚園教育 の目標</p>	<p>幼稚園は、幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることを踏まえ、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。(以下抜粋) (3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 (5) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 この領域は、豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲を養い、創造性を豊かにする観点から示したものである。 1. ねらい (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。(2) 感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 2. 内容 (以下抜粋) (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり楽しんだりする。(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。(3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり自由にかいたりつくったりする。(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。 3. 留意事項 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。(以下抜粋) (1) 豊かな感性は、日常生活の中で美しいもの、優れたもの、心に残るような出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し様々に表現することなどを通して養われるようにすること。</p>
<p>幼稚園教育要領</p>	<p>1998 (H10)</p>	<p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p>	<p>第1章 総則</p>	<p>2. 幼稚園教育 の目標</p>	<p>幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。(以下抜粋) (3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 (5) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 [感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。] 1. ねらい (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 2. 内容 (以下抜粋) (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、楽しんだりする。(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。(3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。 3. 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。(以下抜粋) (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。</p>
<p>幼稚園教育要領</p>	<p>2008 (H20)</p>	<p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p>	<p>第2章 ねらい及び 内容</p>	<p>表現</p>	<p>[感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。] 1. ねらい (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 2. 内容 (以下抜粋) (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。(3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。 3. 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。(以下抜粋) (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。</p>

(3) 1956年『幼稚園教育要領』（第1次）

『保育要領』は「参考書的な手引書としての『試案』（大岡 2012 p.143）であったため、「より系統や組織のある、厳密な意味での幼稚園の教育課程の基準を作らなければならないという考えが強くなった」（大岡 前掲書 p.143）動きを受け、1956年の『幼稚園教育要領』（以下、第1次）が刊行された。第1次の作成の経緯について、大岡（2014）は「既に刊行された『保育要領』（1948年）は参考書として扱うものの、「幼稚園教育の要領」はこれに代わるものと位置づけられている」（p.2）と説明している¹⁾。このような経緯を経て、第1次が刊行された。この時より、保育内容の領域が設定されている。音楽に関する領域は「音楽リズム」としているが、音楽活動の具体的な経験内容が記述されており、『保育要領』で見られたような理念的な内容は見当たらない。「美しさ」に関しては、幼児の心理的な面では、「(1) 幼児発達上の特質」で「曲を聴いて、楽しさ、活発さ、静かさ、優美さなどの感じがわかるようになる」と記述されている以外に言及されている箇所はない。大岡（2014）の記述をふまえると、第1次は大枠を設定することが目的であり、幼児教育で目指される幼児の姿の提示は特別しなかったのだと考えられる。

(4) 1963年『幼稚園教育要領』（第2次）

1963（昭和38）年刊行の『幼稚園教育要領』（以下、第2次）では、第1次で提示された領域はそれぞれで指導するものではないとされていながらも、実際は領域別で指導することが一般的となっていたことへの批判を受け、改訂されたものである（森上 1989 p.25）。第2次でも第1次同様6つの領域で提示されているが、これについて森上（前掲書）は「子供の生活の中に丸ごとの経験や活動があり、それが各領域のねらいがうまれている、活動にはさまざまなねらいが達成される、そのねらいを分類、整理するとそれが領域になる、という考え方に变化したのが特徴のひとつ」（p.26）だと述べている。「総則」の「1 基本方針」および「内容」（領域）の「音楽リズム」にも「情操」という言葉が見られ、また「指導および指導計画作成上の留意事項」の「1 指導上の一般的留意事項」には「豊かな感情や感受性」という言葉も見られる。豊かな情操の芽生えを培うために「情緒の安定

を図るとともに、幼児の生活の各方面にわたって、すぐれたもの、美しいもの、心を打つものなどに接しさせ」ることとしており、前改訂と比べても、音楽的な活動面の記述だけでなく心的状況やその育成に関わる記述となっている。

(5) 1989年『幼稚園教育要領』（第3次）

1989（平成元）年刊行の『幼稚園教育要領』（以下、第3次）は、前改訂から23年後の改訂である。第3次の考え方について、大場（1989）は「子どもであっても、（中略）人間存在としての要素を備えているものである、という見方が重要であって、そうした存在に対して、私たちはどうかかわるべきか」（p.34）と説明している。このような考え方をもとに改訂された第3次は、「幼児の発達の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする」（第1章総則 1 幼稚園教育の基本）ものであった。ここでいう環境とは、保育室などの環境だけでなく、自然と触れ合うことや対人、子どもの生活も含まれている。

第3次では領域の構成も5領域に見直され、「心情・意欲・態度」に重点が置かれた。この改訂より、音楽は「表現」領域に含まれている。この理由は、それまでの絵画制作や音楽リズムが大人主導で与えていくことが中心になっていたのではないかという反省を受けたもので、「表現—感性と表現に関する領域」を目指したのである（大場 前掲書 p.129）。さらに、大場（前掲書）は領域の大きなねらいについて『「(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。」という、周りの音楽的なもの、造形的なものなどさまざまなものの美しさに対する感性を持つということ」を大事にしよう』（p.129）としたことだと説明している。「2 幼稚園教育の目標」に「幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期である」と明示されていることも加味すると、第3次はこれまでよりも増して幼児に「美しさ」を感じさせようとする動きが強くなり、感性を育成することの充実が図られたということがわかる。また、これらは「自然などの身近な事象への興味や関心を育て」ることで培われるとしている。このような活動や体験による「豊かな感性」は、「日常生活の中で美しいもの、優れたもの、心に残るような出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し様々に表現する」ことを留意するよう

にと指示がある。幼児個々で完結するのではなく、幼児同士や教師との関わり（共有）について初めて明記されており、美しいものとの出会いによる豊かな感性は共有する＝コミュニケーションをとることからも育成されることが説明されている。

(6) 1998年『幼稚園教育要領』（第4次）

1998（平成10）年『幼稚園教育要領』（以下、第4次）が刊行された頃は、小学校他の学習指導要領で「自ら学び自ら考えるなどの『生きる力』をはぐくむ」ことが目指された改訂であった。「表現」領域ではこれまでになかった「自分なりに」という文言が付記されるようになってきている。このことにより、より幼児を主体とした観点により「表現」が捉えられ、幼児の集団生活において個々の表現を大切にすることの重要性が唱えられたと考えられる。このことは、「3 内容の取扱い」で「一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること」と記述されていることについて、石川（2013）が「素朴な形で行われる幼児の自己表現を受容し、その意欲を受け止めて生活の中で幼児らしい表現をたのしむことができるように留意を促している」（p.106）と述べていることから明らかである。「自分なりに」という文言が入った以外は第3次と異なる記述はないが、この文言が入ったことで、集団の中において個の自由な表現が受容され、コミュニケーションとして成立することが豊かな感性や表現する力につながることを示された。このことは、小学校学習指導要領の「自ら学び自ら考えるなどの『生きる力』につながるのである。

(7) 2008年『幼稚園教育要領』（第5次）

2008（平成20）年刊行の『幼稚園教育要領』（以下、第5次）では、それまで総則に示されていた「幼稚園教育の目標」は省かれている²⁾。第5次は社会の変化に合わせた改善がなされている³⁾が、「表現」については大きな変更はない。

3-2. 「表現」領域と音楽科における音楽の「美しさ」の扱い

3-1では、『保育要領』および『幼稚園教育要領』の音楽分野における「美しさ」に関する変遷を概観した。全体を見通してみると、幼児の生活と音楽分野の

密接さがだんだんと増してきていることがわかる。

「美しさ」に関する項目は、要項の変遷の初期では「美しく」「美しさ」の言葉しか見られず、それは活動を楽しむことの先にあるという捉え方であったり、楽しむための教材の美しさを指していたりしている。第2次から、「美」に関する言葉は教材や「もの」に対する言葉として使用されることになり、かわって「豊かな情操」「情操を豊かに」「豊かな感情」などの言葉が使われ、その後「豊かな心情」「豊かな感性」などの言葉が使用されるようになってきている。これらのものになるものは、美を感じるということである。

ここで、小学校学習指導要領の音楽科の目標と比較してみたい（表2）。小学校学習指導要領では、一貫して「情操」という言葉が使用されている。1947（昭和22）年の試案から1958（昭和33）年までは「美的情操」となっており、1968（昭和43）年は「情操を高める」、1977（昭和52）年から現行の2008（平成20）年までは「豊かな情操を養う」となっている。また、1958年と1968年には、「音楽の美しさを味わって聞く」態度や能力を育てるとの記述がある。これらは、文言の変化はあるものの、目指しているところは情操を養うことであり、それにより人間性を育てることである。これについては、児童が音楽の美しさを感じることを豊富に経験することが必要であり、この点において幼児教育との関連がみられる。

1951年の小学校学習指導要領では、「幼稚園の音楽教育の目標」や「小学校の音楽教育の目標」には「美しさ」や「情操」に関する文言はみられないが、「音楽教育の一般目標」に「美的情操」に関する記述が書かれており、幼児期から児童期をとおして美的情操を養うことを目的とした音楽経験をすることが求められていたことがわかる。第3次以降は小学校学習指導要領と同時に改訂されている。これらの要領は、幼稚園の方は「心情」と記述され、小学校の方は「情操」と記述されている。この違いにより、幼稚園から小学校への段階的な系統性が表現されていると考えられる。

幼児教育でも小学校でも、豊かな「情操」や「感性」を養うことが目指されており、幼児から児童までの大きな期間でこれらの育成を図っていたことがわかる。幼児教育では幼児の生活の中で楽しみながら美しさの理解につなげることを内容とし、小学校においてはより音楽的な要素について学ぶことを内容とするこ

表2 『小学校学習指導要領』における音楽科の目標（筆者作成）

	小学校
1947 (S22)	一．音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性とを養う。 二．音楽に関する知識及び技術を習得させる。 三．音楽における創造力を養う（旋律や曲を作ること）。 四．音楽における表現力を養う（歌うことと楽器をひくこと）。 五．楽譜を読む力及び書く力を養う。 六．音楽における鑑賞力を養う。
1951 (S26)	I 音楽教育の一般目標 音楽教育の目的を約言すれば、次のようになる。音楽教育の計画は、この目的を達成するものでなければならない。 音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める。 この目的を達成するためには、具体的に次のような一般目標があげられる。 1．いろいろな音楽経験を積むことによって、いっそう音楽を愛好するように育てる。 2．よい音楽を鑑賞し、音楽の鑑賞力を高める。 3．音楽の表現技能を養い、音楽経験を通しての創造的な自己表現を奨励する。 4．学習経験を豊かにするために必要な、音楽に関する知識を得させる。 5．音楽を理解したり感じとる力を、各個人の能力に応じて高める。 6．音楽経験の喜びや楽しさを、家庭や地域社会の生活にまで広げる。 7．音楽という世界共通語を通して、他の国々に対するいっそうよい理解を深める。 III 小学校の音楽教育の目標 音楽教育の一般目標に照して、小学校の音楽教育の目標としては、次の諸項があげられる。 1．次のような態度を養つ。(以下、項目省略) 2．音楽の鑑賞を盛んにし、よい音楽に対する愛好心と鑑賞力とを高める。 3．次のような音楽的表現の技能を養い、音楽を通しての自己表現の能力を伸ばす。(以下、項目省略) 4．次のような事柄に対する知識と理解を深める。(以下、項目省略) 以上のような諸目標は、歌唱を用心とし、楽器の演奏・音楽の鑑賞・音楽の理論や構造の学習・創造的な諸活動、その他、他教科における学習活動や教科外の諸活動と関連することによって達成されなければならない。
1958 (S33)	1．音楽経験を豊かにし、音楽的感覚の発達を図るとともに、美的情操を養う。 2．すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く態度や能力を養う。 3．歌を歌うこと、楽器を演奏すること、簡単な旋律を作ることなどの音楽表現に必要な技能の習熟を図り、音楽による創造的表現の能力を伸ばす。 4．音楽経験を豊かにするために必要な音楽に関する知識を、鑑賞や表現の音楽活動を通して理解させる。 5．音楽経験を通して、日常生活にうるおいや豊かさをもたらす態度や習慣を養う。
1968 (S43)	音楽性をつちかい、情操を高めるとともに、豊かな創造性を養う。このため、 1．すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く能力と態度を育てる。 2．音楽的感覚の発達を図るとともに、聴取、読譜、記譜の能力を育て、楽譜についての理解を深める。 3．歌唱、器楽、創作などの音楽表現に必要な技能の習熟を図り、音楽による創造的表現の能力を育てる。 4．音楽経験を通して、生活を明るくするおののけるものにする態度や習慣を育てる。
1977 (S52)	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を培うとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。
1989 (H元)	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性の基礎を培うとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。
1998 (H10)	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。
2008 (H20)	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

とで、系統性をもっているといえることができる。

4. 音楽教育における「美しさ」の在り方

前項では、幼稚園教育要領や小学校学習指導要領が目指してきた音楽の「美しさ」の変遷は、楽しい活動を経て到達する目的であることを活動内容として表わしていたものが、「生きる力」につながるものとして、情操を育成するという精神面の目標の提示となったことがわかった。

〈音楽の美〉とはどのようなものであろうか。山根

(1976) は、「音楽の美しさは、音の美しさと同じものではない。音の美しさはその要素として、材料として使われるにすぎない。(中略)音楽が音の美しさでなく、音楽の美しさであり、音楽の美しさは感覚的な美しさにおおらず、そのたぐい的美醜を超えて成り立っている《意味》であることを示している。音楽が美しいということは、音楽が音としてきれいだということではなく、音楽として意味をもっているということである」(p.7) と述べている。山根のいう意味を感じることが、音楽の美しさを感じる感性だといえるのだら

う。このような音楽の美を扱う活動とは、どのようなことであろうか。音楽には作曲者の意図が組み込まれており、演奏者はそれを汲み取ることで心に起きる作用を音で再現し、聴衆はその演奏から作曲者と演奏者の意図を受け取り、それが聴衆の心に作用する。この一連の事象の中で、演奏者（表現者）と聴衆（受け入れ側）は山根のいう音楽の意味を共有する。この事象そのものが音楽活動なのである。フルトヴェングラー（1931〔訳 1978〕）の「音楽とはまずなによりも一つの共同体験である。音楽は共同体に発し、またそこに意味と目的を見いだしている」（p.42）という言葉は、このことを証明している。

それでは、幼児教育における〈音楽の美しさ〉を感じる感性とは、どのようなものであろうか。ここまでの論考をふまえると、幼児の主體的な活動だけでなく、他の幼児や保育者との音楽的なコミュニケーションの中で起こる、心の作用であると考えられる。表現をする側であっても、受け入れる側であっても、音楽を介した共同体験が生まれ、それが感動をもたらす。音楽表現とは、言葉を介さない精神の表現であり、音楽教育における表現とは、人そのものを受け入れることだといえる。したがって、幼児教育における〈音楽の美しさ〉を感じる感性とは、表現者としても受け入れる側としても、その場で共有された音楽の美を共に感じて感動を共有することをとおして、情操を養うことである。

5. まとめ～幼児の音楽教育における「美しさ」の位置づけ

本研究では、幼児教育における音楽教育で「美しさ」がどのように捉えられてきたのかを知るために、「表現」領域における音楽教育について考察した。また『保育要領』『幼稚園教育要領』の変遷をたどり、「美しさ」に関する内容の扱いを概観した。

その結果、幼児が音楽表現を楽しむことの先に「美しさ」に到達する活動をめざしていたことに始まり、幼児教育における音楽教育は幼児の生活が主体であり、その中で幼児自らが意欲的に表現する活動を目指してきた変遷であったことが理解できた。また幼児教育における音楽教育では、幼児と保育者の関わり＝コミュニケーションが大事であり、保育者は幼児の表現を受け止めながら導くことで「美しさ」を感じる感性

を養い、豊かな情操を養うことへ繋げていくものであることが明らかとなった。最終的には豊かな情操を養うことで人間形成を図るのであるが、それは幼児から児童まで、指導の目標として見通されていることも理解できた。

幼児教育における音楽教育では、「美しさ」が感じられる感性は「楽しさ」を主体とした活動で養うということが特徴的である。「楽しさ」を感じる音楽的活動を重ねた先に到達するものは「美しさ」である。この意味において、「美しさ」は「楽しさ」と繋がっている。「表現」領域は、音楽や造形、身体表現が同一にまとめられたものだとして前述した。音楽に合わせて身体を動かすことは楽しい活動であるし、拍やリズムに合わせて動くことは、音楽を身体で感じることに他ならない。リズムカルな楽曲ではなく、ゆったりとした美しい楽曲に合わせて美しさを意識すれば、美しい音楽を体感しながら美しく動く活動になるであろう。しかし、音楽をすることでしか味わうことができない美しさもある。言葉も身体も介さない表現は、精神の触れ合いであり、それにより感性が高められる。この意味において、幼児教育で音楽の美しさを感じる感性を育成することは重要であり、このような感性の育成は音楽でしか成し得ないと考える。

このような位置づけである「美しさ」を、実際に幼児教育における音楽教育でどのように幼児に与えていくのか、その実践については研究の余地がある。幼児教育では、小学校のように音楽の教科書があるわけではなく、手段も教材の選択も保育者に委ねられている。この点において、保育者の素養が重要となる。幼児にとっての「美しさ」は何なのか、幼児の生活からどのように「美しさ」を捉えるのか、さらに研究を進めたい。

注

- 1) 大岡（2014）はまた、『保育要領』が保育所の保育や母親にも参考になるように書かれていたのに対して、『幼稚園教育の要領』は幼稚園の教師および延長ならびに指導主事のために作るとしている」と説明している。
- 2) この理由は、それまで「幼稚園教育の目標」に記されていた内容が学校教育法で示されるようになったからである。

3) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」の「改正の概要」では、「(3) 幼稚園における主な改善事項」に「幼稚園及び小学校の円滑な接続を測るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、幼稚園と小学校との連携に関する取組を充実したこと」「幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を充実したこと」「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示したこと」が挙げられている。

参考文献

- 岩田遵子 (2004) : 「幼児理解」、『日本音楽教育事典』、789-791、音楽之友社
- 石川眞佐江 (2013) : 幼稚園教育要領における音楽活動の位置付けの歴史の変遷—領域〈音楽リズム〉から領域〈表現〉への転換を中心に—、静岡大学教育学部研究報告(教科教育学編)、第44号、97-110
- 大岡ヨト (2012) : 「幼稚園教育要領」(1956年)作成の政策的背景とその特質、早稲田教育評論、第26巻第1号、141-157
- 大岡ヨト (2014) : 『幼稚園教育の実際』に関する一考察—「幼稚園教育要領」(1956年)にみる保育理念を中心に—、早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊、21号-2、1-10
- 大場牧夫、高杉自子、森上史朗編著 (1989) : 幼稚園教育要領解説、フレーベル館
- 黒崎典子 (1996) : 「第7章 領域『表現』とその変遷」、演習保育講座第10巻 保育内容表現、高杉自子・森上史朗監修；森上史朗・吉村真理子・飯島千雅子編著、107-117、光生館
- 民秋言編・佐藤直之・清水益治・千葉武夫・川喜田昌代 (2008) : 幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷、萌文書林
- フルトヴェングラー、ヴィルヘルム (1931) 「音楽の生命力」、葦津丈夫訳 (1978) 『音と言葉』、白水社
- リヒター、クリストフ (Richter, Christoph) (1994) : *Spiel/ Musik als Spiel* (遊び/遊びとしての音楽)、S. ヘルムス・R. シュナイダー・R. ウェーバー編著、河口道朗日本語版監修 (1999)、『最新音楽教育事典』、249-251、開成出版
- 山根銀次 (1976) 『音楽美入門』、岩波書店
- 山本文茂 (2004) : 「音楽教育」概観；目的・目標、『日本音楽教育事典』111-113、音楽之友社
- 文部省 (1947) : 保育要領—幼児教育の手びき—
- 文部省 (1956) : 幼稚園教育要領
- 文部省 (1963) : 幼稚園教育要領
- 文部省 (1989) : 幼稚園教育要領
- 文部省 (1998) : 幼稚園教育要領
- 文部科学省 (2008) : 幼稚園教育要領
- 文部省 (1947) : 学習指導要領音楽編 (試案)
- 文部省 (1951) : 小学校学習指導要領音楽科編 (試案)
- 文部省 (1958) : 小学校学習指導要領
- 文部省 (1968) : 小学校学習指導要領
- 文部省 (1977) : 小学校学習指導要領
- 文部省 (1989) : 小学校学習指導要領
- 文部省 (1998) : 小学校学習指導要領
- 文部科学省 (2008) : 小学校学習指導要領